

# 米国ニューヨーク州における酒類規制と 取扱免許取得方法

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所

## はじめに

2013年の日本の農林水産物輸出金額は過去最高を記録した。また、同年の日本産清酒（以下、日本酒）の輸出金額は105億2,400万円、輸出数量も10年前の約2倍の1万6,202キロリットルと好調であった。特に、米国は日本酒の輸出相手国第1位であり、2013年の米国向けは38億7,300万円、4,489キロリットルであった。

さらに、2013年12月に和食が無形文化遺産に登録され、日本食に対する世界の関心は高まる傾向にある。ジェトロの調査（2010年）によると、米国における日本食レストランの軒数は年々増加し続け、2010年は10年前の2.34倍の1万4,129軒に達し、そのうちニューヨークは1,439軒との結果が出ている。ニューヨークは、世界中から人が集まる流行発信都市であり、流行は全米、全世界に広がっていく可能性がある。今般の日本食人気を背景に、今後もニューヨークの日本食レストラン数は伸び続けると思われる。このような中、日本からのレストラン等の進出も続いているところだが、米国・ニューヨークでは、酒類に関する大きな規制があり、取扱いに関しては厳しく制限されている。そのため、酒類を取扱うレストラン等を開業するには、この規制をクリアすることが大きな課題となる。

本報告書では、酒類を取扱うレストラン等を対象に、米国・ニューヨークにおける酒類規制の仕組みについて理解を助け、スムーズな事業展開への参考に資することを目的として、米国・ニューヨーク州の酒類規制の概要、特に卸売業、小売業（酒屋）、飲食店向けのライセンス取得に焦点をあてて解説するものである。関係各位のご参考となれば幸いである。

なお、本報告書の内容は、2014年3月末までに得られた情報に基づくものである。

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所

## 目 次

序章	本報告書の利用にあたって.....	1
第一章	アルコール飲料取扱免許の取得について（概要）.....	1
A.	定義.....	2
B.	免許取得のための基本要件（一般要件）.....	3
C.	小売業免許取得のための前提条件.....	3
D.	届出要件（小売業のオンプレミス免許の場合のみ）.....	4
E.	税貿易管理局許可の取得（卸売業免許の場合のみ）.....	4
F.	免許の申請.....	4
G.	指紋登録.....	4
H.	最終段階.....	4
第二章	オンプレミス小売業免許申請の個別要件.....	5
A.	申請後の公示要件.....	5
第三章	オフプレミス小売業免許申請の個別要件.....	6
第四章	卸売業免許申請の個別要件.....	6
第五章	弁護士による自己認証制度（小売業免許のみ）.....	6
第六章	ライセンス料.....	7
第七章	免許の有効期間と更新.....	7
参考		
	ニューヨークにおけるアルコール飲料取扱免許取得までの流れ.....	9
	ニューヨーク州酒類管理法（ABC法）各章の概要.....	10
	リンク集.....	12

**【本レポートの利用についての注意・免責事項】**

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地法律事務所Moses & Singer LLPに委託し、2014年3月現在入手している情報に基づき作成したものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは上記法律事務所およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 序章 本報告書の利用にあたって

本稿は、米国ニューヨーク州においてアルコール飲料取扱免許を取得するために必要な情報や手続の概要をまとめることを目的としています。アルコール飲料取扱免許を取得する際は、無数の規則を遵守する必要から手続が複雑であるため、通常弁護士に必要な手続の代行を依頼します。ニューヨーク州に進出する日本企業は免許取得に必要な要件や手続の流れをおさえて、弁護士との間で円滑なコミュニケーションを図ることが重要となります。

ニューヨーク州におけるアルコール飲料取扱免許取得の手続は、ニューヨーク州酒類管理法（ABC法または「N.Y. Alc. Bev. Con. Law」）の第10条第2項に則り、ニューヨーク州酒類管理局（NYSLA）が管轄しています。NYSLAは、主に、申請内容の審査、申請者の調査、アルコール飲料取扱免許の交付、およびアルコール飲料の販売・流通に関する取引慣行の規制などを行っています。

本稿は、2014年3月現在でのABC法を基本に記載しております。その後法改正等が行われる可能性もありますので、アルコール飲料取扱免許の取得を申請するにあたっては、当該時点で最新のABC法における手続や情報を確認してください。

## 第一章 アルコール飲料取扱免許の取得について（概要）

免許取得のための一般的なフローは、小売業免許であっても卸売業免許であってもほぼ同じ内容となります。申請から申請許可が下りるまでの期間は通常半年から1年ほどですが、申請書類に不備がなければ早く許可が下りることになります。免許取得には、NYSLAへ支払う申請費用と弁護士費用がかかります。

アルコール飲料を小売業者に販売する会社を営むためには、ホールセール・ライセンス（卸売業免許）が必要となります。レストランや酒屋<sup>1</sup>の場合は、リテール・ライセンス（小売業免許）を申請することになります。小売業免許には2種類のライセンスが存在し、オンプレミス（店内）で消費されるアルコール飲料を販売する場合、またはオフプレミス（店外）で消費されるアルコール飲料の販売を目的とする場合のいずれかに分類されます。ビールを除くリカーおよびワインを販売する酒屋を営む場合は、オフプレミスでの小売業免許の取得を目指すこととなります。レストランの場合は店内でリカー、ワイン、ビールが消費されることになるため、通常のバー・ライセンス（オンプレミスでの小売業免許）を申請しなければなりません。留意点としては、オンプレミスとオフプレミスの小売業では、申請手続の内容が多少異なることです。

---

<sup>1</sup> 小売業免許は細かく分類されているため、申請者はどの免許の取得が必要であるかを判断したうえで申請する必要があります。本稿では、日本企業のニューヨーク進出のためのビジネス形態として、小売業を「レストラン」と「酒屋」に限定して解説していきます。なお、ホテルは小売業免許の中でも異なる分類に属するので注意してください。

## A. 定義

ABC法では、ビール、ワイン、リカー等酒類の分類によっても規制上の取扱が異なります。アルコール飲料取扱免許は小売業用と卸売業用に分類されるだけでなく、たとえばビール、ワイン、リカーの酒類すべてを包含する免許もあれば、ビールやワインに限定するものもあります。また、ワインとビールの取扱・販売については許可するが、リカーは許可しないという免許も存在します。よって、免許取得の準備としては、ABC法において自分たちが営む業務形態や取扱う酒類がどのように定義されるかを理解することが重要です。ABC法第3項の定義に基づき、以下の用語を説明していきます。

- 「**アルコール飲料もしくは飲料 (Alcoholic Beverage or Beverage)**」とは、アルコール、スピリッツ、リカー、ワイン、ビール、サイダー等、人が摂取できる液体もしくは固体をさす。
- 「**ビール**」とは、麦芽あるいはそれに代わる原料から製造された発酵飲料全般をさす。
- 「**リカー**」とは、ハードリカー、ブランデー、ウィスキー、ラム、ジン、コーディアル、もしくはそれら蒸留アルコールを含有した飲料などの蒸留酒もしくは精留酒全般をさす（これらのうち1種類以上を希釈し混ぜて製造する蒸留酒飲料を含む）。
- 「**スピリッツ (ハードリカー)**」とは、蒸留アルコールに飲料水および水以外の液体を混ぜて製造された飲料全般をさす。
- 「**ワイン**」とは、新鮮/腐っていない/熟したブドウ、もしくは他の果実や植物の果汁をアルコール発酵させて製造した商品全般をさす。通常は地下室で保存し、天候や糖分、季節などの諸条件により生じる欠陥を補うために必要な添加物を加える。シャンパン、スパークリング、アルコール強化ワインなどでアルコール分24%未満のもの。
- 「**小売業者**」とは、飲料全般を小売販売する者をさす。その販売には免許が必要。
- 「**小売販売**」とは、再販以外の目的で個人を相手に行う販売行為をさす。
- 「**卸売業者**」とは、飲料全般を卸売販売する者をさす。その販売には免許が必要。
- 「**卸売販売**」とは、再販を目的とし、個人を相手に行う販売行為をさす。

## B. 免許取得のための基本要件（一般要件）

申請手続開始に先立ち、申請者は免許申請に必要な要件を確認し、これらの要件を確実にクリアできるよう対策を講じていくこととなります。免許取得のための要件は、小売業免許と卸売業免許では同じ内容となります。免許を申請する際に申請者が満たしていなければならない条件は以下の通りです：

- 米国市民権もしくは永住権をもっていること。
- 年齢が 21 歳以上であること。
- 重罪による有罪判決を受けていないこと。
- 逮捕権限を有する警察官ではないこと。
- 過去に、アルコール飲料取扱免許を取り消されたことがないこと。
- 既に卸売業免許を取得していないこと（もしくは、卸売業免許を申請するのであれば、既に小売業免許を取得していないこと）。

## C. 小売業免許取得のための前提条件

小売業免許の取得には、申請者は、営業する建物の立地条件が ABC 法で定められる 200 フィート制限と 500 フィート制限の遵守を確認しておく必要があります。

200 フィート制限とはリカーの取扱に関する規制となり、ビールとワインのみの取扱・販売には適用されません。オンプレミスかオフプレミスかに拠らず、リカーを販売提供する小売店は、学校または教会等の宗教施設として**専有的に**<sup>2</sup>使用される建物の 200 フィート以内での営業は認められていません。

500 フィート制限とは、オンプレミスのリカー免許に適用されるもので、人口 2 万人以上の都市や町村における過飽和を規制する目的で制定されています。申請者が営業を予定する場所の半径 500 フィート以内に、オンプレミスのリカー免許保有者が 3 件以上存在すると、それ以上は免許が NYSLA から発行されることはありません。N.Y. Alc. Bev. Con. 法第 64 項 (7)(a)および(b)。<sup>3</sup>

---

<sup>2</sup> 第 64 項第 7 号 (d-1) に、200 フィート制限に懸かる立地条件について「専有的に」となっている意味合いが説明されています。

<sup>3</sup> 第 64 項第 7 号では、200 フィート制限、500 フィート制限の遵守を徹底するための方策が説明されています。また、第 (f) 号には、ヒアリングが行われる際、免許を付与することがいかに公衆の利益に貢献するかをアピールし、500 フィート制限の緩和を引き出す方法が説明されています。

#### D. 届出要件（小売業のオンプレミス免許の場合のみ）

オンプレミス免許申請書の提出に先立ち、申請者は然るべきコミュニティ団体や地方自治体に免許申請の届出をしておく必要があります。ニューヨーク市ではコミュニティ団体に届出を行うこととなりますが、営業を予定する住所により届出を行うべき管轄コミュニティ団体が異なりますのでご注意ください。届出期間は30日間あり、届出にはNYSLAのウェブサイトからダウンロードすることができる標準書式を使用します。オンプレミス免許の申請には、必要事項を記入した届出書類のコピーをオンプレミス免許申請書と共に提出します。届出期間の30日が経過すると免許を申請することができます。N.Y. Alc. Bev. Con. 法第110-b項。

#### E. 税貿易管理局許可の取得（卸売業免許の場合のみ）

卸売業免許の申請者は、まず、米国財務省酒類タバコ税貿易管理局（TTB）に対して、卸売業を行うための申請をすることになります。アルコール飲料全般の卸売販売を行うためのTTBからの営業許可が必要です。ニューヨーク州において卸売業免許を申請する際には、当該TTB許可書のコピーを併せて提出することが求められます。

#### F. 免許の申請

申請者が届出要件や許可取得要件を満たすと、NYSLAに対し免許取得のための申請を行うことができるようになります。申請手続を滞りなく進めるには、不備なく申請書に記入し、必要な補足書類を漏れなく添付し、申請料と懲罰的保証書要件を添えて提出します。小売業免許、卸売業免許それぞれの個別要件については、第二章、第三章、第四章で後述します。

#### G. 指紋登録

申請書類提出後、特定個人の指紋の登録が求められます。申請者がNYSLAから受領する日付入りの受領書には、電子指紋の登録を求める指示が記載されています。指紋登録は、受領書日付から2週間以内に予約し、3週間以内に登録を完了する必要があります。ニューヨーク州在住またはそれ以外の州に在住する申請者のために、指紋登録申込書の書式がNYSLAのウェブサイトに用意されています。

#### H. 最終段階

申請書を受領すると、NYSLAはその内容を審査し、免許付与の是非を判断します。情報の不足や、申請書の記載内容の確認・訂正が必要とされる場合は、NYSLAから申請者や申請代理人に問い合わせが行われる場合があります。



## 第二章 オンプレミス小売業免許申請の個別要件<sup>4</sup>

レストラン等を営む場合は、オンプレミスの小売業免許の申請を行います。オンプレミス小売業免許には、以下に挙げる情報の提出が必要となります。これらの情報を申請書提出後に追加することも可能ですが、申請者は申請書提出時点でできるだけ多くの情報を提供するようにしてください：

申請者が個人、法人に抛らず、申請者の個人情報；小売を展開する建物の住所および電話番号；会社もしくは申請者の E メールアドレス；申請する免許の種類およびコード（NYSLA 発行のコード一覧から選択）；小切手による申請書の支払（NYSLA 発行の手数料表による）；申請者の社会保障番号もしくは連邦税 ID（雇用主番号）；売上税徴収用の営業許可書；申請者がパートナーシップ形態である場合は、同パートナーシップを構成する社員（メンバー）についての特記事項、または申請者が法人形態の場合は、同会社役員についての特記事項；申請者が当該小売ビジネスを行う建物について有する権利；建物の家主が記入し提出されるべき情報；特定の財務報告書；階数、バー・テーブルの数、屋外部分や調理場の場所など建物の概要を示す調査票；建物の運営管理についての特記事項；特定個人が記入し提出すべき個人調査票；市民権証明書；申請が代理人により行われる場合、その届出書；申請者が申請書の記載内容に拘束される旨を宣言した確言。

また申請者は、申請書類と併せて以下の情報についても提出が求められます：建物で取扱う酒類の品目一覧；申請者もしくは責任者の顔写真；建物の入口に表示する掲示のコピー（後述）；懲罰的保証金 1,000 米ドルと保証書；売買契約書（ビジネスの買収によって免許の継承が発生する場合）；建物の内装、外装を写した写真；店内図、店外図（申請書類一式に含まれている書式にて）；法人登記の証明書（該当する場合）。

申請時、または申請後のタイミングで提出してもよいその他書類として、以下の情報の提出が求められます：建物使用許可証；従業員の労災・障害保険の契約番号と保険会社名（当該保険が免除される場合は、その旨を示す証明書）；免許申請の公示証明（後述）；申請書類提出時に建物が改装中であった場合、その建物の操業準備が整ったことがわかる工事終了後の写真。

### A. 申請後の公示要件

申請書類提出後、オンプレミス小売業免許の申請者が行うべき公示が二種類あります。まず免許の付与に先立ち、申請者はオンプレミスの免許申請を行ったことを公示する必要があります<sup>5</sup>。日刊または週刊の新聞（営業する建物が、ニューヨーク、キングスコート、クイーンズ、ブロンクスの各カウンティ（マンハッタン、ブルックリン、ブロン

<sup>4</sup> 小売業のオンプレミス免許申請書は 30 ページの構成となっており、かなり詳細な情報と膨大な補足書類の添付を求められます。本稿においては、申請に必要な全情報を網羅することではなく、申請手続の概要を理解いただくことを意図して作成しています。

<sup>5</sup> 法律上この公示は申請書類提出後に行うと定められています。小売業免許の申請書にも、公示は申請書提出後に行うべきと記載されている一方で、NYSLA 担当者は申請書類提出に先立って公示を実施すべきと述べています。法律による定め、小売業免許申請書の記述が共に NYSLA 担当者の口述と相反していることから、本稿ではこの公示は申請書類提出後の手続きであるとみなすこととします。

クス、クイーンズ地区) のいずれかにある場合は両方) に、2 週連続で週一回、免許申請した旨を掲載しなければなりません。掲載書式は ABC 法第 110-a 項で定めたものを使用し、英語表記とします。1 回目の公示は申請書類提出日から 10 日以内に掲載します。掲載されると申請者は、掲載者側から掲載したことを証明する宣誓供述書の原本を 2 通受け取ります。その原本を受領してから 15 日以内に、原本のうち 1 通を NYSLA に提出します。

また、申請者は免許申請を行ってから 10 日以内に、営業を行う建物の入口付近の人目に付きやすい場所に、酒類を販売する場所である旨を掲示する義務があります。掲示書式は、NYSLA のウェブサイトからダウンロードすることができます。

### 第三章 オフプレミス小売業免許申請の個別要件<sup>6</sup>

酒屋等の小売業を営む場合は、オフプレミスの小売業免許を申請することになります。オフプレミス小売業免許の申請手続は、取扱品目の情報や新聞掲載の宣誓供述書が不要であるということ以外、先述したオンプレミスの小売業免許申請の場合とほぼ同様です。また、オフプレミスの小売業免許の申請においても、オンプレミス申請同様、酒類を販売する場所である旨を掲示する公示要件を遵守する必要があります。

### 第四章 卸売業免許申請の個別要件<sup>7</sup>

卸売業免許は、卸売業者が申請する免許で、その申請に必要な情報は、若干の差異はあるものの、先述したオンプレミスの小売業免許申請の場合とほぼ同様です。違いは、卸売業免許の申請には申請書提出後の公示が不要となる点です。また、卸売業免許の場合は、申請者の TTB 許可書のコピーを申請書類と併せて提出する義務があります。さらに、卸売業免許を申請する際には、申請者は卸売業を行うための事務所を構えなければならないという要件、および建物の占有目的を制限する事項に合意したことを示す告示第 254 号への署名が求められます。

### 第五章 弁護士による自己認証制度（小売業免許のみ）

弁護士による自己認証制度とは、弁護士が申請者の代理人として小売業免許申請手続を行い、申請書類の記載内容や情報に間違いがないこと、また法定要件上、申請書類

<sup>6</sup> 小売業オフプレミス免許申請書は 25 ページの構成となっており、かなり詳細な情報と膨大な補足書類の添付を求められます。本稿においては、申請に必要な全情報を網羅することではなく、申請手続の概要を理解いただくことを意図して作成しています。

<sup>7</sup> 卸売業免許申請書は 16 ページの構成となっており、かなり詳細な情報と膨大な補足書類の添付を求められます。本稿においては、申請に必要な全情報を網羅することではなく、申請手続の概要を理解いただくことを意図して作成しています。

に不備がないことを認証する制度です。本制度を適用して免許申請を行うと、記載内容が一旦弁護士の認証を受けているため NYSLA からの信頼度が高く、提出された書類を NYSLA が一つずつ精査、調査する必要がないため、審査が速く終了します。弁護士による自己認証制度の申請書は、NYSLA のウェブサイトからその書式をダウンロードすることができ、ニューヨーク州にて開業を承認されている弁護士が記入し、免許申請書類と併せて提出します。

## 第六章 ライセンス料

小売業、卸売業共に、アルコール飲料取扱免許の取得には、ライセンス料と免許申請手数料があります。アルコール飲料取扱免許の申請手数料は、基本的に払戻不可です。

小売業免許のライセンス料は、ライセンスを取得して営業する施設のロケーションにより異なりますが、本条項では、ニューヨーク、キングス、ブロンクス、クイーンズの各カウンティ（マンハッタン、ブルックリン、ブロンクス、クイーンズ地区）における現時点のライセンス料を記載します。フルバー（ビール、ワイン、リカーすべてを取扱うバー）を備えたレストランを営業するための小売業免許の場合、ライセンス料は 4,352 ドル、また申請手数料が別途 200 ドルです。ワイン、リカーを販売する酒店を営業するための小売業免許の場合、現行ライセンス料は 4,098 ドル、申請手数料が 200 ドルです。ワインストアを営業する場合のライセンス料は 1,920 ドル、申請手数料は 100 ドルです。

卸売業免許のライセンス料は、ライセンスを取得して法人が営業を行うロケーションに関わらず、州全体で統一されています。ビールの卸売販売は許可するが、一般消費者を対象としたビール販売は許可しない卸売業免許の場合、ライセンス料は 800 ドル、付随費用が 200 ドル、申請手数料が 400 ドルです。この類の卸売免許の場合、懲罰的保証金は 10,000 ドルです。これらの料金は、ビールの卸売販売および卸売提供を許可する免許と一般消費者向けのビール販売を許可する免許で同額です。リカーおよびワインの卸売販売を許可する免許のライセンス料は 19,200 ドル、付随費用が 7,680 ドル、申請手数料が 400 ドルです。この類の卸売免許の場合、懲罰的保証金は 20,000 ドルです。それに対し、ワインのみの卸売販売を許可する免許のライセンス料は 2,400 ドル、付随費用が 960 ドル、申請手数料が 400 ドルです。この免許に対する懲罰的保証金は 10,000 ドルです。

## 第七章 免許の有効期間と更新

免許の有効期間は免許の種類により異なりますが、小売業免許の更新手続きは免許種類に拠らず基本的に同じ、卸売業免許も、更新手続は免許種類に拠らず基本的に同じです。

小売業免許については、フルバー（ビール、ワイン、リカーすべてを取り扱うバー）営業用免許の有効期間は 2 年、酒屋やワインストアの営業用免許は 3 年です。ビールの卸売販売および提供用、および一般消費者向けのビール販売用免許の有効期間は 1 年、

ビールの卸売販売のみの場合も同じく1年です。リカーとワイン両方の卸売販売用、もしくはワインのみの卸売販売用免許は3年です。

2011年、ニューヨーク州酒類管理局(NYSLA)は、免許保持者に対し免許の有効期限を事前通知し、更新を促すサービスを開始しました。この通知サービスは、免許保持者に更新の必要性を事前に通知するもので、有効期限切れの防止に役立っています。小売業免許、卸売業免許のどちらの場合も、更新の際には更新申請書と併せてこの更新通知書のコピーを提出することになっています。更新通知書には更新料も記載されており、更新申請をする際、その料金も併せて納める必要があります。また、小売業、卸売業共に、更新する際には、必要とされている懲罰的保証金要件に引き続き準拠することが求められます。

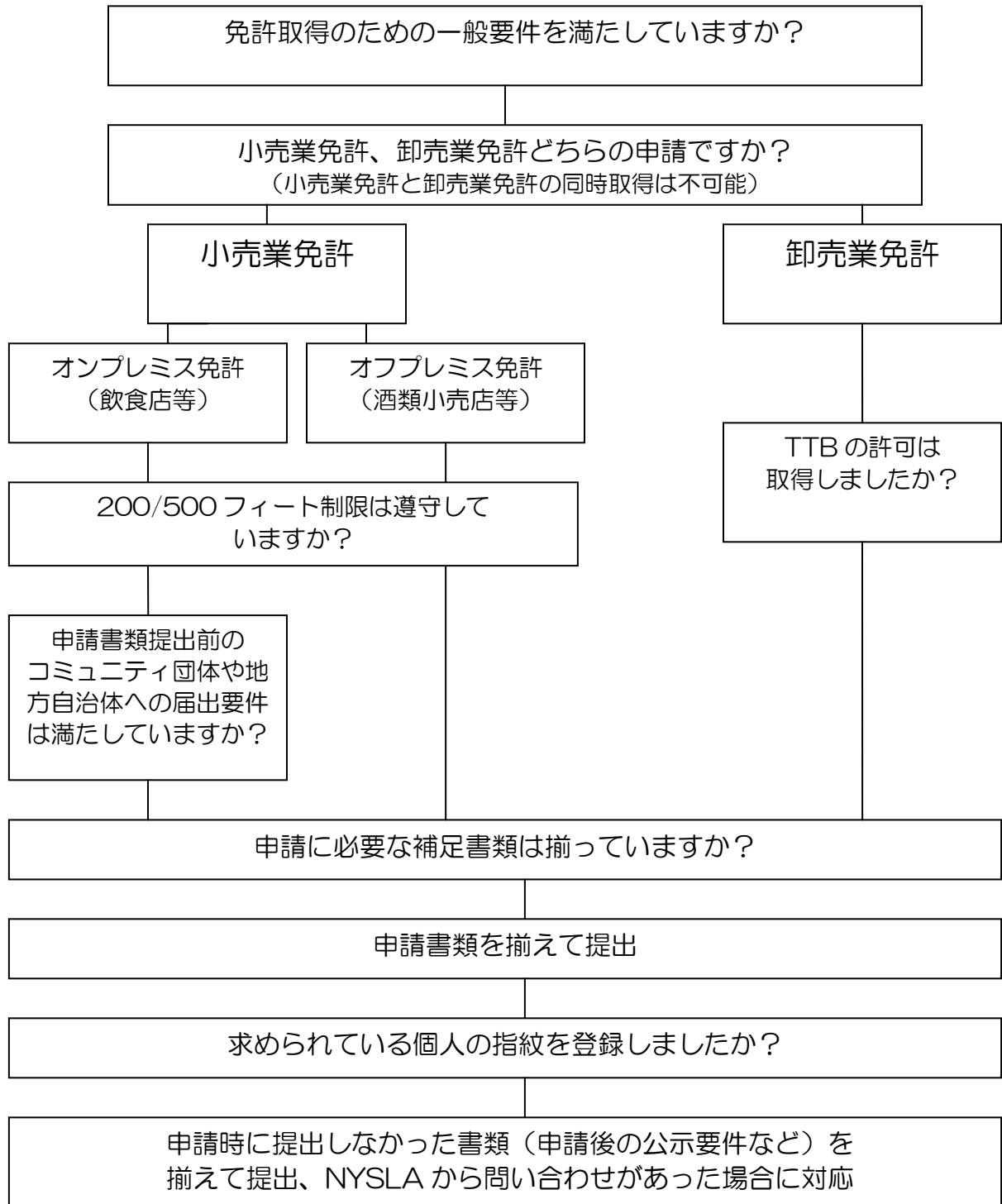
小売業免許の更新申請書は約5ページで、免許を取得して営業を行う施設、および申請者(複数名可)について、以下の情報を申告することになっています:その販売場が引き続き営業中であるかどうか;販売場の名称、ライセンス番号、販売場住所、オンプレミスの小売業免許の場合、営業している施設の種類の種類(レストラン、バー、ホテルなど);初回免許申請時には申告されなかった申請者の逮捕歴もしくは有罪判決の有無;および更新申請者(複数名可)の個人情報および証明書。弁護士が更新申請書を提出する場合は、出頭通告書を提出する必要があります(その書式はNYSLAウェブサイトからダウンロードできます)。

マンハッタン、ブルックリン、クイーンズ、スタテン地区におけるオンプレミスの小売業免許については、更新の際、上述以外にも必要な手続きがあります。免許の更新を希望する場合、その旨を更新の30日前までに地方当局もしくはコミュニティ団体に届け出る必要があります。30日前事前届出書の標準書式はNYSLAのウェブサイトからダウンロードすることができます。その30日前事前届出書のコピーを更新申請書類と併せて提出することに加え、免許保持者は、30日前事前届出書を地方当局もしくはコミュニティ団体に提出したことを示す証明を提出する必要があります。この証明は、配達証明付郵便の控、法人認可を受けた配達業者から受領した受領書、もしくは提出先の地方当局やコミュニティ団体が日付入りで押印した書類のコピーでも構いません。

卸売業免許の更新申請書は約4ページで、免許を取得して営業を行う施設、および申請者(複数名可)について、以下の情報を申告することになっています:その販売場が引き続き営業中であるかどうか;販売場の名称、ライセンス番号、販売場住所;初回免許申請時には申告されなかった申請者の逮捕歴もしくは有罪判決の有無;および更新申請者(複数名可)の個人情報および証明書。弁護士が更新申請書を提出する場合は、出頭通告書を提出する必要があります(その書式はNYSLAウェブサイトからダウンロードできます)。

(参考)

ニューヨークにおけるアルコール飲料取扱免許取得までの流れ



(参考)

ニューヨーク州酒類管理法（ABC法）各章の概要

条項番号	条項名	概要
1	略称、目的、定義	本条項はABC法の導入部分であり、本法の施行目的を説明し、ABC法の各章で使用される特定用語を定義する。
2	酒類製造販売許認可局	本条項は、ニューヨーク州酒類管理局の、州全体における酒類の製造および販売を統括する機関としての権力及び権限を定める。本条項は、ニューヨーク州酒類管理局の権力、その構成機関、各機関の役割、各機関の権力及び責務を説明する特定章を含む。
3	消滅条項	第3条は無効化されており、差し替えは行われていない。
4	酒類別特則：ビール	本条項では、特にビールの製造および販売についての取り決めを定める。本条項では、ビールの製造もしくは販売をする際に取得が必要となるライセンスの様々な書式を提供し、また州酒類管理局により規定されるライセンス取得手続についても説明している。また、年間ライセンス費用についての記載もある。
4A	酒類別特則：サイダー	本条項は、サイダーの製造および販売に関する取り決めを定める。
5	酒類別特則：リカー	本条項では、特にリカーの製造および販売についての取り決めを定める。本条項では、リカーの製造もしくは販売をする際に取得が必要となるライセンスの様々な書式を提供し、また州酒類管理局により規定されるライセンス取得手続についても説明している。また、年間ライセンス費用についての記載もある。第5条には、未成年者へのリカー提供；未成年者による不正なリカー入手；未成年者による違法なアルコール摂取など、禁止されているリカー販売活動、および禁止行為を行うことの重大性を説明する規定がある。
6	酒類別特則：ワイン	本条項では、特にワインの製造および販売についての取り決めを定める。本条項では、ワインの製造もしくは販売をする際に取得が必要となるライセンスの様々な書式を提供し、また州酒類管理局により規定されるライセンス取得手続についても説明している。また、年間ライセンス費用について

		での記載もある。第6条には、禁止されているワイン販売活動について説明する規定がある。さらに、ニューヨーク州内におけるワイナリー運営に特化した規定もある。
7	特別許可（パーミット）	本条項には、アルコール飲料やアルコール、ハードリカー（スピリッツ）に関する特定の取扱活動を実施する際に発行される様々なパーミットについて説明する規定がある。これらのパーミットも同じくニューヨーク州酒類管理局が発行する。このパーミットは、州酒類管理局発行のアルコール飲料取扱免許ではカバーされない活動に関して発行されるものである。本条項の同規定の下で発行されるパーミットは、発行されているアルコール飲料取扱免許の対象外である特定かつ限定的な目的、もしくはフルライセンスの取得を必要としないような特別な場合に適用される。
8	一般則	本条項は、アルコール飲料の製造および販売に関わる一般的な規定を定める。中には、届出要件、懲罰的保証書要件、アルコール飲料を販売する施設の地理的制約のように、免許取得手続きに含まれているものも含まれる。本条項では、免許の取消、州酒類管理局の判断に対する裁判所による審査、免許や許可に対する払戻、免許の放棄、広告宣伝についても規定する。
9	地域別オプション	本条項では、州内の市町村に在住する有権者が同市町村内で特定のアルコール飲料を入手できることの是非について投票を許可する権限、およびその手続きを規定する。
10	酒類別特則： 不法アルコール飲料 および密造酒	本条項では、不法なアルコール飲料の製造および販売に対する罰金およびその重大性を規定する。不法なアルコール飲料とは、支払を義務付けられている連邦酒税を支払うことなく保有、製造、流通、購入、販売、瓶詰、精留、配合、取扱、強化、混合、加工、在庫、所有もしくは輸送されたアルコールもしくは蒸留酒全般をさす。
11	その他規定、消滅した法規、発効時期	本条項では、ABC法の中でも無効化された章の取扱、ある条項内のある章が無効化されたことによる無効化されていない他章への影響、およびABC法が当初発効した日付（1934年7月1日）を説明する。

(参考)  
リンク集

- ニューヨーク州酒類管理局 (New York State Liquor Authority)

<http://www.sla.ny.gov/>

そのうち、  
卸売業向け申請関係

<http://www.sla.ny.gov/forms-quick-find#wholesale>

小売業向け申請関係

<http://www.sla.ny.gov/forms-quick-find#retail>

免許の更新関係

<https://www.sla.ny.gov/renewals>

- ニューヨーク州酒類管理法 (ABC 法)

(Laws of New York のホームページから「ABC (Alcoholic Beverage Control)」を選択)

<http://public.leginfo.state.ny.us/menugetf.cgi?COMMONQUERY=LAWS>

- TTB (アルコール・タバコ税・貿易局)

[http://www.ttb.gov/itd/importing\\_alcohol.shtml](http://www.ttb.gov/itd/importing_alcohol.shtml)

- 貿易・投資相談 Q&A (JETRO の HP)

アルコール飲料の現地輸入規則および留意点：米国向け輸出

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/qa/01/04A-000972](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-000972)

- 日本からの輸出に関する制度 (JETRO の HP)

清酒・焼酎

[http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/)



---

米国ニューヨーク州における酒類規制と取扱免許取得方法

発行 2014年3月

発行所 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
農林水産・食品部農林水産・食品調査課

東京都港区赤坂 1-12-32

TEL : 03(3582)5186

---

©JETRO（無断転載を禁じます）